

第三者評価結果

事業所名：横浜市南部地域療育センター

A-1 利用者の尊重と権利擁護

A-1-(1) 自己決定の尊重	第三者評価結果
【A1】 A-1-(1)-① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	a
<コメント>	
<p>運営方針の1つに「利用者にあわせた多様な療育支援」を掲げ、各々の家庭の多様性と子ども・保護者の個別性を尊重する支援の実践をセンター全体の共通認識としています。様々な場面で子ども・保護者の意向を聴取し、希望に沿った情報提供と選択肢を提示し、主体的な選択と意思決定が可能となるよう支援しています。通園では、子どもの状態や発達段階に応じたコミュニケーション方法の活用やパーソナルスペースの確保など、個別性を大切にしたり関わりを行っています。遊びなどの選択を通して子どもの自己決定を促しています。就学前の学校生活への準備として、通園での活動ルールを子どもと一緒に話し合う機会も設けています。事例検討や各種ミーティング等に各専門職が横断的に参画し、主体性と権利擁護に配慮した療育の実践に努めています。より専門的な視点で子どもの特性を評価し、個性や長所として保護者が気づき、受け止められるよう関わることで、子ども・保護者の自信や安心感に繋がるようサポートしています。</p>	
A-1-(2) 権利擁護	第三者評価結果
【A2】 A-1-(2)-① 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<コメント>	
<p>センターの倫理綱領はありませんが、職員の行動規範として「療育センター職員に求められるもの」を策定し、支援者の姿勢や責務等の行動指針を明確化して新人研修等で周知し、組織全体で認識の共有化を図っています。また、専門職ごとの倫理綱領を用いて部課ごとに振り返りを行い、利用者の権利擁護と倫理意識の向上に努めています。</p> <p>虐待防止対応マニュアルに基づき、児童虐待及び不適切養育の種類・内容と緊急性、具体的な対応手順等を明確化して全体共有を図っています。虐待防止委員会を設置し、月2回定例開催して、支援を要する保護者・家庭について、情報共有と対応を協議しています。また、虐待防止と早期発見・対応に向けたセンターのあり方を協議し、各部署に通知して共通の取り組みとしています。重要事項説明書等に虐待や体罰を一切行わない旨を明記し、虐待予防に向けた体制整備の内容についても記載して保護者に説明し、周知を図っています。</p>	

A-2 生活支援

A-2-(1) 支援の基本	第三者評価結果
【A3】 A-2-(1)-① 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。	a
<コメント>	
<p>センターの新規利用時は、ソーシャルワーカーが初回面談を実施し、子どもの生育歴や既往歴、心身の状態と生活状況、要望等を聴取しているほか、グループ療育や通園では独自様式のアセスメントシートに沿ってより詳細な情報収集と意向把握を実施し、支援内容に反映しています。</p> <p>集団療育として、2~3児を対象とした外来グループ療育「早期療育科：のびのび」のほか、3~5歳児を対象とする児童発達支援・医療型児童発達支援「親子通園：にこにこ」「単独通園：青い鳥」を開設し、子どもの成長・発達段階に応じた様々な遊びや運動プログラムを実施しています。また、センターとは別に、知的な遅れのない発達障害の5歳児を対象とした児童発達支援事業所「はらっば」を開設し、集団生活への適応やセルフコントロールの習得など、就学準備を含めた地域での安定した生活を送るための療育支援も実施しています。療育手帳の取得や福祉手当等の申請手続き、各種補助器具の導入等の相談にも応じています。</p>	
【A4】 A-2-(1)-② 利用者の心身の状態に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	a
<コメント>	
<p>吃音や知的発達の遅れ、自閉スペクトラム症など、様々な要因からコミュニケーションに配慮を要する子どもに対しては、各診療科の専門医の治療方針に基づき、言語聴覚士や臨床心理士、作業療法士等の専門職が検査・評価を実施して、個々の状況に応じた機能回復訓練を実施しています。通園においても、医師や専門職の評価結果を基に子ども一人ひとりの状態や個性に応じた機能改善プログラムを提供し、コミュニケーションの円滑化に向けた支援を行っています。通園のプログラム実施にあたっては、絵カードの活用など視覚を用いて行動の切替や意思表示に繋げるほか、パーテーションで導線を示し、必要な動作を順番に行うことが出来るようにするなど、コミュニケーションが苦手な子どもにも意思疎通しやすい環境作りにも配慮しています。外国籍の家庭に対しても、通訳ボランティアや小型翻訳機端末を活用するなど、円滑な意思疎通と正確な意向把握に努めています。</p>	

<p>【A5】 A-2-(1)-③ 利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>職員の行動規範「療育センター職員に求められるもの」の中で「一人ひとりの子どもを大切に」すること、「保護者の思いを理解し、「信頼関係のある伴走者」として専門的な支援を行う」ことを明示しています。保護者との良好な関係性構築に向け、内容に関わらずいつでも気軽に相談出来ることを説明し、ソーシャルワーカーや各専門職が随時相談に応じています。子どもに対しては、言葉やしぐさ、行動傾向などから個々の思いを探り、ニーズの把握に努めるとともに、それぞれの意思表示方法を尊重し、各々の想いに寄り添う支援に努めています。通園では、担任の児童指導員や保育士をはじめ、主任や園長も必要に応じて保護者との面談に立ち会い、随時電話相談等も受け付けています。保護者との面談の際は個室で対応するなど、プライバシーに配慮するとともに、親子通園の保育時間以外にも面談設定を行うなど、状況に応じて柔軟に対応を行っています。</p>	
<p>【A6】 A-2-(1)-④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント></p>	
<p>センター内に様々な情報を掲示して、地域生活に有用な情報の発信に努めています。通園では、共働き世帯への対応や子どもの自立に向けた親子分離など、それぞれの療育目標や家庭の状況に合わせ、親子通園のほか、一般の幼稚園・保育所との併行通園、子どもだけの単独通園など、様々な通園形態を準備して支援を行っています。子ども・保護者の要望等を踏まえて個別支援計画を策定し、各々の成長・発達を促すとともに、個々の療育課題に沿って各専門職の視点を取り入れた様々な活動プログラムを実施しています。児童発達支援管理責任者に通園課の主任を配置し、定期的な評価と見直しを実施するほか、カンファレンス等を通じて各専門職の意見を取り入れ、活動プログラムの内容に反映しています。なお、センターでは各々の療育課題に沿ったプログラムの実施が主であることから、積極的な余暇活動は実施していませんが、晴天時は近隣へ散歩に出かけるなどしています。</p>	
<p>【A7】 A-2-(1)-⑤ 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>入職後3年目までの職員を対象に新人研修を開催し、医療的ケアや保護者支援など様々なテーマで基礎研修を実施しているほか、専門職ごとに職種別研修を設定し、専門職として必要な知識・技術の向上のための学習機会を多数設定しています。職種別研修では、職種ごとに法人内共通の専門部会を発足し、法人内外の研修講師を招聘して研修会を開催するなど、更なる専門性向上に向けた取り組みも行っていきます。通園課では、医療型児童発達支援を利用する子どものケアの検討機会として多職種ミーティングを定例開催し、クラス担任と訓練科・臨床指導科の専門職、看護師等が参加して、支援技術と情報の共有化を図っています。子どもが活動プログラムの参加に否定的な場合や、不適応が見られる際には個別対応を実施し、子どもの様子を観察して背景にある要因を探り、子どもが安心を得られるよう環境調整を行うなど、子どもの成長を見守りながら粘り強く支援しています。</p>	
<p>A-2-(2) 日常生活支援</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A8】 A-2-(2)-① 個別支援計画にもとづく日常生活支援を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>通園の食事は外部業者に委託し、栄養士が献立を作成してセンター内の厨房で調理し提供しています。嘱託医師や栄養士、言語聴覚士等の専門職がチームを組んで子どもの嚥下や摂食機能の評価を実施するほか、そしゃく食や押しつぶし食など、複数の食形態を準備しています。食物アレルギー対応マニュアルを整備し、アセスメント方法や確認事項、配膳時の手順等を統一化して、安全な食事提供に努めています。子どもの障害特性に配慮し、季節行事の装飾を控えるなど子どもが落ち着いて食事に集中出来るよう環境調整しています。食事摂取や排泄、移動・移乗など、子どもの自立や生活動作の獲得に向け、座位保持椅子や自助食器等の備品を積極的に活用して安全確保に努めるほか、各専門職の視点を取り入れ、助言を反映した個別支援を実践しています。入浴は実施していませんが、屋外活動や発汗、おもらし等で汚れた場合は随時清拭・更衣を行っています。</p>	
<p>A-2-(3) 生活環境</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A9】 A-2-(3)-① 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p>	
<p>横浜市の地域療育センターの中で最も歴史が深く、築35年が経過した建物は、一部老朽化もありますが、随時修繕・改修等を実施して、より安全・快適な環境の提供に努めています。保護者からの要望や職員からの改善提案に基づき、大規模なトイレの改修工事や除菌シート等の備品設置など、実情に即した環境整備を行った事例もあります。清掃業務は外部の財団法人が運営する障害者雇用の団体に委託し、毎日清掃を実施するほか、通園スペースは職員が毎日清掃と消毒を行い、清潔さと衛生面に留意しています。手指アルコールの設置をはじめ、空気清浄機やサーキュレーター等を随所に配置して常時換気を実施するとともに、飛沫感染防止のスクリーン設置とソーシャルディスタンスの徹底、活動プログラムで使用した機材・おもちゃ等の消毒など、センター全体で感染症対策の徹底に努めています。</p>	

A-2-(4) 機能訓練・生活訓練	第三者評価結果
【A10】 A-2-(4)-① 利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	a
<コメント>	
<p>診療所の専門医による診察を通じて、子ども一人ひとりの心身の状況とともに、成長・発達と予後を見据えた診療方針を策定し、各専門職が検査と評価を基に、生活動作の獲得や機能改善のための訓練計画を策定しています。訓練計画の内容は必ず保護者に説明し、同意を得て訓練を行っています。運動障害や心理療法、言語聴覚など、各専門職が参加して子どもの支援に関するカンファレンス・ミーティングを定期・随時で開催し、訓練経過の評価・見直しを実施して段階的にレベルアップ出来るよう支援しています。通園では、子ども・保護者の意向・要望に基づき、医師や各専門職の意見を取り入れた個別支援計画を策定し、計画内容に沿って運動や学び、創作活動など様々な活動プログラムを策定して支援を行っています。通園課でも独自に検討会議やミーティングを開催し、半年ごとに計画内容の見直しを実施するほか、各専門職から助言を得て随時支援内容に反映しています。</p>	
A-2-(5) 健康管理・医療的な支援	第三者評価結果
【A11】 A-2-(5)-① 利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	a
<コメント>	
<p>子どもの健康状態は、診療の際の問診や検査を通じて状態を把握するほか、子どもの成長・発達や疾患・障害の経過に沿って定期的健康チェックを行っています。通園児の健康管理は、診療情報や保護者アンケート、個別のアセスメント等を通じて食事や排泄、睡眠リズムなど生活状況を把握するとともに、既往歴や症状などから医療対応の必要性を確認し、通院先の医療機関から意見書等取得して対応を協議し、実際の支援に反映しています。通園では連絡帳を活用し、登園時の状況と家庭の様子を相互に情報伝達して保護者と情報の共有化を図るほか、子どもの体調変化など緊急の場合は、看護師が対応して診療所の医師に指示を仰ぐなど、迅速な医療対応が可能な体制を確保しています。子どもの精神・発達に関する保護者向け学習会を定期開催しているほか、通院時や通園の際など、随時看護師や保育士等が保護者からの健康相談に応じています。</p>	
【A12】 A-2-(5)-② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	a
<コメント>	
<p>所長を医療安全の責任者として、医療的ケアの対応方針を明確化しています。各課の責任者と専門職が参加して毎月医療対応委員会を開催し、個別の事例について検討を実施するほか、センター内共通の情報や対応について協議し、組織全体の取り組みとしています。通園課に看護師を配置し、常時医療対応を要する子どもの登園時には看護師を加配して、迅速な対応が出来るよう配慮しています。また、医師である所長が通園の各クラスを毎日巡回し、子ども一人ひとりの健康観察を行っています。服薬管理は行わない方針ですが、必要に応じ個別に服薬支援を実施するほか、保護者と協議し緊急時用品と処方薬の預かりも行っていきます。アレルギー対応マニュアルに基づき、緊急時の対応手順を明確化して全職員で認識共有を図るほか、親子通園から単独通園への切替時の緊急対応手順の確認書も作成しています。重度障害の子どもには緊急時の対応訓練を複数回実施するなど、より確実な対応に努めています。</p>	
A-2-(6) 社会参加、学習支援	第三者評価結果
【A13】 A-2-(6)-① 利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。	a
<コメント>	
<p>センターでは、主に0歳から就学前の子どもと保護者を対象に、安定した地域生活と就学に向けた支援を実施しています。保護者の意向に沿って随時必要な情報提供を行うとともに、センター内の掲示板に各種制度や福祉サービス、就学関連など様々な情報を掲示し、いつでも必要な情報を得られるよう配慮しています。地域の保育所・幼稚園との併行利用のケースには、ソーシャルワーカーが通園先に赴き、支援方法に関する助言を行うほか、担当の保育士や幼稚園教諭をセンターに招いて見学案内し、子どもの特性と適切な対応に関する理解と保育場面への反映・活用を働きかけています。就学準備時期の進路選択では、個別支援学級、特別支援学校などの情報提供を行い、保護者がよりスムーズに意思決定できるようサポートしています。また、必要に応じて小学6年まで期間を延長し、学校と連携して学習環境の調整を行うなど、学校生活の安定化に向けた支援も実施しています。</p>	
A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援	第三者評価結果
【A14】 A-2-(7)-① 利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	a
<コメント>	
<p>法人理念の実現ビジョンに「障害児・者の地域生活を支援する」こと、運営方針に「地域に開かれた療育センターを目指す」ことを明示し、センター全体で子ども・保護者の地域生活を尊重する支援の実践に努めています。新型コロナウイルス感染症に配慮し、開催頻度や参加人数に一定制限を設けた上で、様々なテーマを用いた学習室や家庭療育セミナー、父親向けの勉強会、卒園児保護者からの体験談など、保護者に対する学習機会を多数企画し、参加のしやすさにも留意して曜日や時間帯等を柔軟に設定し開催しています。より多くの知識・情報の提供を通じて、子どもの進路や地域生活のあり方など、保護者が子どもの発達状況を共有し選択・決定を行うことが出来るよう支援しています。地区担当のソーシャルワーカーを配置し、個別相談に対応するほか、併行通園先の保育所・幼稚園との連絡調整及び巡回訪問等を実施して、各々の家庭の地域生活を支援するための様々な取り組みを行っています。</p>	

A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援	第三者評価結果
【A15】 A-2-(8)-① 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	a
<コメント>	
「親子の相互作用の支援」を重要課題として保護者支援に力を入れています。新規利用者の初診までの待機期間に「子育て支援事業・ありんこ」への参加を案内し、療育の基本的な関わり方を伝えるとともに、保護者の不安・悩みを傾聴し相談に応じるなど、心理面でもサポートしています。看護師と各療法士がワークショップ形式で基礎的な対応スキルを伝える「家庭療育セミナー」をシリーズ開催するほか、法人加配事業として、ことばの習得に課題のある1~2歳児を対象に、コミュニケーション能力の向上に向けた訓練を家庭で実践できるよう保護者に訓練方法を指導する「家庭療育プログラム事業・こぐまくらぶ」も実施して、家庭の養育力向上に寄与しています。親子通園でも、保護者に対し専門的な視点から子どもとの関わり方を助言し、共に成長を見守るなど、家庭と連動した療育の実践に努めています。保護者同士の交流促進とともに、父母の会が運営する通園児の弟妹保育への支援も行っています。	

A-3 発達支援

A-3-(1) 発達支援	第三者評価結果
【A16】 A-3-(1)-① 子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	a
<コメント>	
診療及び検査・評価等に基づき、情緒面や運動機能、コミュニケーション、集団適応など子ども一人ひとりの状態把握を行うとともに、機能改善や生活動作の獲得・コミュニケーションの活性化など、個々の療育課題に基づく訓練計画を策定して支援を行っています。通園でも、各々の療育課題に沿って個別支援計画を策定し、課題に応じた関わりを行い、定期的に進捗状況の評価しながら、子どもの健全な成長・発達を支援しています。通園の活動プログラムは、子どもの障害特性や身体機能に合わせて児童指導員や保育士が作成し、学習や運動、創作など様々な教材や遊具を用いて実施しています。クラス内にパーテーションを設置して、子どもの動線確保とともに、安心感や集中できる環境づくりに努めています。クッションフロアやコーナーガード等を用い安全性に留意するとともに、遊具やおもちゃは都度清拭や消毒を実施して、衛生管理・感染防止に配慮しています。	

A-4 就労支援

A-4-(1) 就労支援	第三者評価結果
【A17】 A-4-(1)-① 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。	
<コメント>	
評価外	
【A18】 A-4-(1)-② 利用者に応じて適切な仕事内容等となるような取組と配慮を行っている。	
<コメント>	
評価外	
【A19】 A-4-(1)-③ 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。	
<コメント>	
評価外	